

川口市立青木中央小学校 P.T.A.会則

第1条 (名称・事務所)

本会は川口市立青木中央小学校 P.T.A.と称し、事務所を同小学校内に置く。

第2条 (目的)

1. 学校と家庭と社会が共同して児童の福祉を増進する。
2. 児童の保護監督のための適当な事業を行う。
3. 児童および会員の教養の向上に努力する。
4. 教育的環境の整備を図る。

第3条 (方針および事業)

1. 教育を本旨とする民主的団体として活動する。
2. 営利を目的とせず、宗派、会派、政派に関係しない。
3. 児童福祉のために活動する他の社会的団体や機関と協力する。
4. 学校行政に干渉しない。
5. 地方および公共団体の適正な教育予算の充実に期するために努力する。
6. その他本会の目的達成のため必要と認められる事業。

第4条 (会員、会費)

本会の会員は次のとおりとする。

1. 本校に在籍する児童の父母、またはそれに代わる人。
2. 本校に勤務する教職員。

会員は次の会費を負担するものとする。

一世帯年額 3,000 円とする。一度納入された会費については返還しないものとする。

第5条 (役員とその選出方法)

本会は次の役員を置き、その期間は1ヶ年とする。但し再任はさまたげない。補欠役員の任期は残存期間とする。

1. 会長 1名 理事会で推薦し総会で承認を受ける。任期は一期とする。
2. 副会長 若干名 理事会、町会が推薦し、会長が委嘱する。任期は一期とする。
3. 理事 若干名 部員・委員の互選により選出された学年部長・常置部長・委員会代表とし、会長が委嘱する。任期は一期とする。
4. 監事 3名 理事会の協賛を経て会長が委嘱する。任期は一期とする。
5. 幹事 若干名 本校に勤務する教職員及び会員を充て、会長が委嘱する。任期は一期とする。
6. 顧問・相談役 若干名 理事会の協賛を経て会長が委嘱する。任期は定めない。辞任もしくは解任の際には理事会にて協議する。
7. 部員・委員 各クラス若干名 常置部、学年部の部員、委員会の委員については別

に定める。任期は一期とする。

第6条 (役員の仕事)

役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総理する。各種会議を召集し、その議長を選出する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
3. 正・副会長、学年部長、常置部長、委員会代表、代表幹事は理事会を開いて、予算・決算等の本会運営に関する重要事項を審議し、本会事業の執行にあたる。
4. 監事は会計を監査する。
5. 幹事は事務局を構成し、会計および庶務にあたる。
6. 顧問、相談役は本会のよき相談相手になる。
7. 部員・委員は別に定めるところにより、常置部、学年部、委員会の円滑な運営にあたる。

第7条 (総会)

本会は毎年1回総会を開き、予算の議決と決算の認定及び会務報告をする。必要に応じて臨時に開くことができる。感染症にかかる非常事態等やその他、会員が一同に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する。

第8条 (部会)

別に定めるところによる。

第9条 (経理)

本会の経理は、会費その他の収入金によるものとする。会費納入については、特別の事由があるときは理事会の定めるところにより、減免することができる。

付 則 この会則の変更は、理事会の議決を経て総会が決定する。

昭和38年5月28日より実施する。

昭和44年5月17日 一部改正

昭和55年5月20日 一部改正

昭和58年5月26日 一部改正

平成 6年5月27日 一部改正

令和 3年6月 4日 一部改正

令和 5年6月 9日 一部改正